

令和8年1月 河北町農業委員会総会（第1回）

令和8年1月26日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 押野 利浩 委員 2 番 岸 康彦 委員 3 番 太田 朝美 委員
4 番 後藤 登美夫 委員 5 番 逸見 三和子 委員 6 番 安部 敏明 委員
7 番 木嶋 啓治 委員 8 番 大崎 頼子 委員 9 番 吉田 誠 委員
10 番 田川 和美 委員 11 番 奥山 喜幸 委員 12 番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和8年1月26日（月曜日）午後2時 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

3 番 太田 朝美 委員 4 番 後藤 登美夫 委員

日程第2 議案の審議

報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第3号 業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について

議第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

議第5号 農地法第18条第1項の規定による県処分に係る許可申請について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

おつかれさまでございます。定刻になりましたので只今から令和8年1月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

3番 太田 朝美 委員 4番 後藤 登美夫 委員お願いいたします。

それでは、早速、日程第2、議案の審議にはいります。報第23号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案の説明の前に、議案書の修正がございます。修正した議案書を机に配布させていただいておりますが、議案の報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についての案件で、議案書の13ページになります。申請番号51番から53番の3件が漏れておりましたので議案書の差し替えをお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、申請番号80番 所在地 大字溝延字サビ●●、畑ほか1筆、合計2,282㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、3条の賃貸借契約をしておりますので継続して耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号1番 所在地 谷地字沢畑●●、田、1.26㎡1筆です。所有者は、●●さん外2名の共有名義で、共有者の持ち分を相続したものです。取得後は、保全管理するとのことです。

以上2件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

はい、田川委員。

○ 田川委員

申請番号 1 番の 1.26 ㎡というのは、これだけの面積ってよくわからないんですけども。

○ 事務局（嶋田）

なぜ細かく分筆なったかは不明ですけども、分筆元の農地に接続している農地で筆は分かれてるんですけども一枚の農地の道路際がこの筆で 1.26 ㎡で、3 名共有のお 1 人が亡くなられたのでその持ち分 1/3 を相続したということでの届出になります。

○ 議長（会長）

こういうの結構あるんです。道路拡張したときの残りとか、ほんとは買ってもらえればいいんですが、必要面積しか買わないので、溝延も堤防の買収で耕作もできないような農地が残ってるんですが買収してもらえるといいんですが、買収もしてもらえない。いつか今度相続が発生するということが現実というか。これもそういう案件なのかなと思います。

ほかになればこのように進めたいと思います。

次に入ります。報第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書の 2 ページ、報第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。申請番号 1 番及び 2 番、所在地 大字溝延字前野●●、田、2,051 ㎡、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、溝延築堤事業に係る用地買収による解約になります。

次に、申請番号 3 番、所在地 谷地字砂田●●、田、343 ㎡、1 筆です。渡し人は●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、実態は既に解約して所有者の自作となっておりますが、解約の手続きをしていなかったことから今回合意解約するものです。

次に、申請番号 4 番、所在地 谷地字沢畑●●、畑、1,271 ㎡のうち 566 ㎡、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、申請地の面積は 1,364 ㎡ありまして、そのうち 1,271 ㎡を部分的に 3 条で貸借契約をしておりましたが、面積縮小ということでの解約になります。

次に 3 ページをお開きください。申請番号 5 番、所在地 大字溝延字黒木淵●●、田ほか 1 筆、合計 4,506 ㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足です。

次に、申請番号 6 番、所在地 大字溝延字黒木淵●●、畑ほか 1 筆、合計 2,686 ㎡です。渡し人

の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足です。解約後は、田は、この後、議第1号 農地法3条の規定による許可申請の審議案件になりますが、ほかの方が借り受けます。

次に、申請番号7番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、2,365 m²、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足です。

次に、申請番号8番、所在地 大字溝延字黒木渕●●、田ほか1筆、合計4,157 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足です。解約後は、この後、議第1号 農地法3条の規定による許可申請の審議案件になりますが、ほかの方が借り受けます。

次に、申請番号9番、所在地 谷地字山王●●、田、1,029 m²、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、ほかの方に貸すためとのことです。

次に、4ページをお開きください。申請番号10番及び11番、所在地 西里字天満●●、田ほか2筆、合計7,372 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、農地が離れており耕作が不便とのことです。解約後は、この後、議第1号 農地法3条の規定による許可申請の審議案件になりますが、ほかの方が借り受けます。

次に、申請番号12番及び13番、所在地 谷地字海老鶴●●、田ほか2筆、合計8,053 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第1号 農地法3条の規定による許可申請の審議案件になりますが、売買するためです。

次に、議案書5ページ、申請番号12番及び14番、所在地 谷地字東●●、田、2,976 m²、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第1号 農地法3条の規定による許可申請の審議案件になりますが、売買するためです。

次に、申請番号15番及び16番、所在地 谷地字東●●、田、1,111 m²、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足とのことです。解約後は、この後、議第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議案件になりますが、ほかの方が借り受けます。

次に、6 ページをお開きください。申請番号 17 番及び 18 番、所在地 谷地字東●●、田、2,020 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足とのことです。解約後は、この後、議第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議案件になりますが、ほかの方が借り受けます。

次に、申請番号 19 番及び 20 番、所在地 谷地字砂田●●、田、1,699 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足とのことで、解約後は、この後、議第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議案件になりますが、ほかの方が借り受けます。

次に、申請番号 21 番及び 22 番、所在地 谷地字砂田●●、田ほか 1 筆、合計 2,936 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業での賃貸借契約に変更するための合意解約となります。

以下、申請番号 23 番から 50 番までの 28 件の申請につきましても、中間管理事業での賃貸借契約に変更するための合意解約となります。所在地番などは記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に、議案書の 13 ページです。

申請番号 51、所在地 西里字白山堂●●、田ほか 2 筆、合計 3,060 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）での審議案件になりますが、売買するためです。

請番号 52 番及び 53 番、所在地 大字溝延字千苅●●、田、3,063 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）での審議案件になりますが、売買するためです。

以上 53 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。議第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは議案書の 14 ページをお開きください。議第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 1 番、売買による所有権移転です。所在地 大字岩木字童子●●、田ほか 1 筆、合計 954 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 2 番、売買による所有権移転です。所在地 大字岩木字童子●●、田、380 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 3 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字田井字大官野●●、樹園地、759 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、15 ページ、申請番号 4 番、賃貸借権の設定です。所在地 西里字天満●●、田ほか 2 筆、合計 7,372 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 5 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、1,263 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 6 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字千刈●●、田ほか 4 筆、合計 12,059 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、16 ページをお開きください。申請番号 7 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字沢畑●●、畑 383 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止とのことです。

次に、申請番号 8 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字沢畑●●、田ほか 1 筆、合計 2,584 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 9 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田ほか 9 筆、合計 23,587 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、17 ページ、申請番号 10 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、2,291 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 11 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木淵●●、田、2,894 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 12 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦●●、田、3,035 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 13 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字十二堂●●、田ほか 1 筆、合計 905 m²です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、18 ページをお開きください。申請番号 14 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字小堤●●、田ほか 6 筆、合計 16,189 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 15 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字嶋●●、田ほか 1 筆、合計 4,901 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止とのことです。

次に、19 ページ、申請番号 16 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字海老鶴●●、樹園地ほか 4 筆、合計 12,421 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止とのことです。

渡し人は、●●で、農地のあっせんを取引の金融機関に相談し、金融機関から、●●へ売買の話がきたそうです。農地のあっせんがある場合は、同じグループ企業で農業部門の●●さんに紹介をするということで、受け人は規模拡大の意向があり売買となったようです。

以上 16 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

1 番から順次、現地調査の報告をお願いいたします。

○ 岸委員

1 番、2 番ですが適正に管理されていました。問題ありません。

○ 押野委員

3 番、りんごの樹園地でこれまでも受け人が耕作しておりまして引き続き耕作するということですので問題ありません。

5 番、10 番、11 番、12 番は瀏さんが耕作していましたが労力不足のため、地域で調整して

今後は受け人が耕作するということで問題ありません。

6 番は●●さんが耕作、14 番は、●●さん所有の農地になりますがこちらも労力不足ということで、今後は受け人が耕作するということで問題ありません。

○ 逸見委員

4 番、受け人はきっちりされる方なので問題ありません。

○ 安部委員

7 番、宅地に付随した農地で宅地も受け人が購入するということで問題ありません。

8 番は現在も受け人が耕作中で問題ありません。

13 番と 15 番も現在も受け人が耕作中で問題ありません。

○ 吉田委員

16 番、現地確認してきました。海老鶴温泉の北側の農地で問題はないと思います。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。

何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。

次に移ります。議第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書 20 ページをご覧ください。議第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 1 番、所有権移転による転用です。所在地 谷地字嶋●●、田ほか 1 筆、合計 535 m²です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●さん外 1 名です。

申請事由につきましては、申請地は県道 110 号沿線の閑静な郊外地で、河北町内はもとより他市町へのアクセスも良好なことから新居の建築地として選択したものです。52 ページが案内図で 53 ページが字切図です。宅地と田が隣接している土地になります。54 ページが土地利用計画図で、55 ページが建物の平面図、56 ページが建物の立面図になります。

申請地は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつおおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の医療施設や公共施設が存在することから第 3 種農地に該当し、許可基準を満たしていると思われます。

議案書 20 ページにお戻りください。次に、申請番号 2 番、使用貸借権の設定による転用です。所在地 大字溝延字小堤●●、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積 772 m²、1 筆です。渡し人は、

●●さん、受け人は、●●さん外 1 名です。

申請事由につきましては、申請人は、現在、町外のアパートに居住しておりますが、住宅建築を計画し、妻の実家の近くを検討していたところ、申請地の提案を受け、希望に沿う立地であることから選定したものです。57 ページが案内図、58 ページが字切図です。申請地は県道皿沼河北線の沿道にあり、宅地に挟まれた土地になります。59 ページが土地利用計画図で、60 ページが建物の平面図、61 ページが建物の立面図になります。

申請地は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつおおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設や公共施設が存在することから第 3 種農地に該当し、許可基準を満たしていると思われま。

以上 2 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地確認の報告をお願いします。

○ 安部委員

午前中現地確認してきました。計画、立地について問題ありません。

○ 大崎委員

2 番、押野委員と事務局と現地確認をいたしました。申請地は江目組さんの隣の農地で、計画、立地について問題ありませんでした。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。

それでは、続けて議第 3 号事業計画変更申請（農地法第 5 条）による意見の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、21 ページをご覧ください。議第 3 号事業計画変更申請（農地法第 5 条）による意見の決定についてご説明いたします。

申請番号 1 番、所在地 大字溝延字小堤●●、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積 772 m²、1 筆です。渡し人は、当初事業計画者であった●●さんの相続人、●●さん、受け人は、●●さん外 1 名です。

当初事業者である●●さんは、大工をしており、木材加工の作業場建築のため平成 8 年 5 月 24 日付けで農地法第 5 条の許可を受け、造成工事まで行いましたが、その後、取引先が現場で大工が加工する代わりに工場であらかじめ切断・加工するプレカット工法に移行したことから、作業場を建築する必要性がなくなり頓挫してしまい、その後、継承者の父である●●さんが相続しましたが、そのまま現在に至っております。この度、継承者が、当該農地を選定し住宅建築を計画するということから

事業計画の変更申請をするものです。内容につきましては、先の議第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請で、説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

皆さんから何かご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければ議第 2 号と議第 3 号このように進達すること異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

なければこのように進達したいと思います。

次に移ります。議第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

22 ページをお開きください。議第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

23 ページをご覧ください。所有権移転になります。

No.1 番、所在地 谷地字東●●、田ほか 2 筆、合計 3,667 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 190,891 円、総額 700,000 円です。

No.2 番、所在地 大字吉田字馬場●●、田ほか 1 筆、合計 6,115 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 171,708 円、総額 1,050,000 円です。

No.3 番、所在地 西里字白山堂●●、田ほか 2 筆、合計 3,060 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 300,000 円、総額 918,000 円です。

No.4 番、所在地 大字溝延字千苺●●、田、3,063 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 293,829 円、総額 900,000 円です。

資料の 24 ページから 50 ページの中間管理事業による賃貸借権の設定及び移転につきましては、記載のとおりです。こちらは河北町農地利用調整委員会で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

以上、所有権移転 4 件、賃貸借権の設定 200 件、賃借権の移転 4 件、合計 208 件です。
よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

ないようですのでこのように決定したいと思います。

次に進みます。議第 5 号農地法 18 条第 1 項の規定による県処分の許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書議第 5 号農地法 18 条第 1 項の規定による県処分の許可申請についての 51 ページをご覧ください。ご説明いたします。

申請番号 1 番、所在地 谷地字十二堂●●、田ほか 1 筆、合計 2,558 m²です。渡し人は●●さんの法定相続人●●さんと、受け人の●●さんの農地法 3 条での賃貸借契約の解約の許可申請です。

本件の経緯をご説明いたしますと、平成 11 年に農地法第 3 条の許可を受けて受け人の小野仁（まさし）さんが耕作してきましたが、ご自身の体調不良と農業後継者がいないことから、段階的に経営を縮小していきたいということと、このままご子息に契約を残したくないということで、解約の相談を受けておりました。

農地法第 3 条の契約は自動更新となるため、期限の定めのない契約となり、解約の手続きするほか契約を解除する方法はないのですが、令和 4 年に所有者が亡くなっているため合意解約はできず、相続人の探索をいたしました。その結果、外国籍の養子がいることが判明しましたが、養子である●●さんについては、住民票上の居住実態はなく所在不明のため、合意解約は不可能な状況にあります。

また、管理理耕作できているうちに、次の耕作者へ引き継いだほうがよいという受け人の意向もあり、以上のことから賃貸借の解約の申請に及んだものです。

解約の事由は、相続人の行方不明及び賃借人の経営縮小ということで、許可基準である農地法第 18 条第 2 項第 6 号 その他正当な事由がある場合に該当するとしております。

なお、本総会で許可相当となった場合は、農地法第 18 条第 3 項の規定により山形県農業会議常設審議会の審議案件となり、その後、県で許可・不許可の指令書を交付する流れとなります。

当該農地については、現在は適正に管理耕作されているため、今後の農地の保全管理や周辺農地への影響を考慮すると解約の許可を受けて、解約後は所有者不明農地制度を利用して中間管理事業による賃貸借権を設定することが望ましいと考えます。

以上、1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(なし)

なければ1月総会を終了いたします。

午後3時50分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年1月26日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
